

「病児保育こもれび 利用規約」

第1条 名称及び所在地

本施設の名称を病児保育こもれび(以下「こもれび」)とし、春日市惣利 1-83-1 に設置する

第2条 目的

病時期または病気回復期であり、集団保育が困難なお子さまを一時的に預かる業務を行うことにより、地域社会の医療促進及び育児支援を目的とする

第3条 病児保育の方針

医師・看護師・保育士がチームとなり、お子さまを安全かつ適切に保育・看護を行うものとする

第4条 責任者

くぼた小児科医院 院長 久保田薫を責任者に置く

第5条 利用対象

6ヶ月から10歳頃までのお子さまで、本規約を承認の上、医療機関よりこもれびの利用許可がでた方を対象とする

第6条 利用方法

- 1) 事前登録制(無料) 登録は当該年度のみ有効とする
- 2) 利用時間 月～金 8:30～17:30 (延長 18:00 まで)
土 8:30～12:00 (延長 12:30 まで)
(休み:日曜、祝祭日、国民の休日、夏期、年末年始)
- 3) 予約方法
 - ① 利用日前日までに電話で予約する【 TEL 092-595-6522 】
 - ② 予約キャンセル又は変更は、受診予約時間の 30 分前までとする
 - ③ 予約無しの利用は定員に余裕がある場合に限り、受けつける
 - ④ 予約時または利用当日に「利用申込書」「医師連絡票」を提出する(その他の持参品は別記)
- 4) 利用日には、入室前にくぼた小児科の医師による診察(保険診療)を受けるものとする

第7条 医療行為について

緊急時は、保護者に連絡後、くぼた小児科にて診察及び必要な検査や処置をすることがある
病状が変化して診察が必要と判断した場合は、保護者自身が受診するものとする

第8条 料金

- 1) 1日2,000円とする(半日利用の場合も同額。減免措置なし。行政区関係なし)
- 2) 早朝・延長料金は15分300円とする
- 3) 給食は前日までに申し込みがあれば対応、料金は300円とする
- 4) 各自用意したものに不足が生じ、やむを得ずこもれびが提供した場合は別途料金を徴収する

寝具リース(上掛け・シーツ)各¥100、おむつ1枚¥50、パンツ1枚¥300、洋服リース¥100、
箱ティッシュ・ウエットティッシュ・おしりふき各¥100、ビニール大 1枚¥10、ビニール小 2枚¥10

第9条 料金支払方法

預入れ時に、利用料を支払い、別途料金が生じた場合は、退出時に支払う

第10条 秘密保持

こもれびに従事する職員は、本規約に基づく業務上知り得た児童・保護者及びその家族の情報を秘密として扱い、法令に基づく要請を除き、許可なく第三者への提供はしない。職員の守秘義務は退職後においても同様の扱いとする

第11条 補償制度

利用するにあたり、万一事故などが発生した場合、保険適用範囲内において補償を受けることができる。但し、病状悪化など、こもれびの責に帰すことが出来ない事由による事故の場合は、この限りではない

第12条 利用制限

- 1) お子さまの病状により、保育が不適切と医師が判断した時
- 2) 暴風警報・地震注意報などが発令された時
- 3) こもれびの保育方法、医師の診察に同意しない時
- 4) 本利用規約に同意しない時

第13条 保護者の義務

保護者はこもれびの利用をする間、「利用申込書」に記載した緊急連絡先に常に連絡でき、緊急時でも保護者の意志確認が出来るよう努めなければならない

第14条 注意事項

隔離部屋を設けているが感染を防げない場合があることを了承する

第15条 会員資格の喪失

- 1) 脱会の申し出があった時
- 2) 利用規約に違反した時
- 3) こもれびの名誉や信用を傷つけた時
- 4) 料金の支払いを2ヶ月以上滞納した場合
- 5) 1年以上利用がなかった場合

第16条 規約の変更

本規約の変更はこもれびが定め、その効力はすべての利用登録者に帰属する